



合には、年 7.3パーセントの割合)」を加える。

第12号様式(3)の(裏)中「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第12号様式(4)の(裏)中「以後の」を「から令和2年12月31日までの」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の」を、「割合)」の次に「とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」を加える。

第22号様式の(裏)及び第24号様式中「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第26号様式及び第27号様式中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の」を、「割合)」の次に「とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」を加える。

第47号様式の2(2)中「第138条第2項」を「第138条第 項」に改める。

第47号様式の4備考3(3)中「附則第60条第1項」を「附則第62条第1項」に改める。

第67号様式(1)の(裏)、第67号様式(2)の(裏)、第67号様式(3)の(裏)、第67号様式(4)の(裏)、第74号様式(1)の(裏)及び第74号様式(2)の(裏)中「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第79号様式(2)備考3、第79号様式(8)備考3及び第80号様式(2)備考3中「附則第60条第1項」を「附則第62条第1項」に改める。

第84号様式の4中「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第99号様式中「自動車税(環境性能割)申告書」を「自動車税(環境性能割)修正申告書」に、「により納付」を「による納付」に改め、「の割合(」の次に「令和2年12月31日以前の期間については、」を、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の」を、「割合)」の次に「とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」を加え、「軽自動車税(環境性能割)申告書」を「軽自動車税(環境性能割)修正申告書」に改める。

第105号様式中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の

次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の」を、「割合）」の次に「とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」を加える。

第117号様式の（裏）、第134号様式(1)の（裏）、第134号様式(2)の（裏）、第134号様式(3)の（裏）、第139号様式備考1、第149号様式(1)の（裏）、第149号様式(2)の（裏）及び第150号様式の（裏）中「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合）」を「延滞金特例基準割合）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に）」を「延滞金特例基準割合に）」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第18条及び第47号様式の2(2)の改正規定並びに第99号様式の改正規定（「自動車税（環境性能割）申告書」を「自動車税（環境性能割）修正申告書」に、「により納付」を「による納付」に、「軽自動車税（環境性能割）申告書」を「軽自動車税（環境性能割）修正申告書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（税務課）